

# 物 件 調 査 書

物件番号 39

所在地		北海道恵庭市上山口566番1 外1筆					
住居表示		同 所					
現況地目及び面積等		原野	6,225.85 m <sup>2</sup>			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	566番1	566番2				
	地目	雑種地	雑種地				
	数量	5,904m <sup>2</sup>	321m <sup>2</sup>				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路の状況		南西側 舗装国道 幅員約 43.0 m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に基づく制限	建築都市計画法	市街化調整区域					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・都市計画法第29条（開発行為の許可） ・土壌汚染対策法 ・景観法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	無				
都市ガス		接面道路配管	無				
交通機関		バス	えにわコミュニティバス 『黄金南6丁目』 停留所まで徒歩8分				
公共施設		恵庭市役所		恵庭市立和光小学校		恵庭市立恵明中学校	
参考事項	<p>◎当該物件内には、第三者使用の水道管が埋設されています。第三者使用の水道管の埋設状況は、北海道財務局未利用財産処理班で資料を閲覧してください。なお、管路調査を実施していないことから、概要図に記載されている埋設状況は推定です。また、売買契約書には第三者使用の水道管についての特約条項が付されます。（入札案内書「6.資料の閲覧及び特約条項等について」参照。） （特約条項） 第〇条 乙は、売買物件のうち、別添図面のとおり第三者使用の水道管が埋設されていることを了承したうえで売買物件を買い受けるものとする。また、本契約締結後、第三者使用の水道管の埋設状況が、現況と異なることが判明しても、乙は甲に本契約の解除、損害賠償請求その他の請求をしないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該物件の一部の土地が、複数の者に通路として利用されています。</li> <li>・当該物件は、市街化調整区域内に所在するため、都市計画法第34条の規定等により定められたもの以外、原則として建築物の建築はできません。</li> <li>・当該物件の南東側境界線付近で電柱が越境し、上空を架線が通過しています。</li> <li>・当該物件の南西側境界線付近の上空には、複数の架線が通過しています。</li> <li>・当該物件内及び北西側隣接地にある樹木の枝が、互いに越境しています。</li> </ul>						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

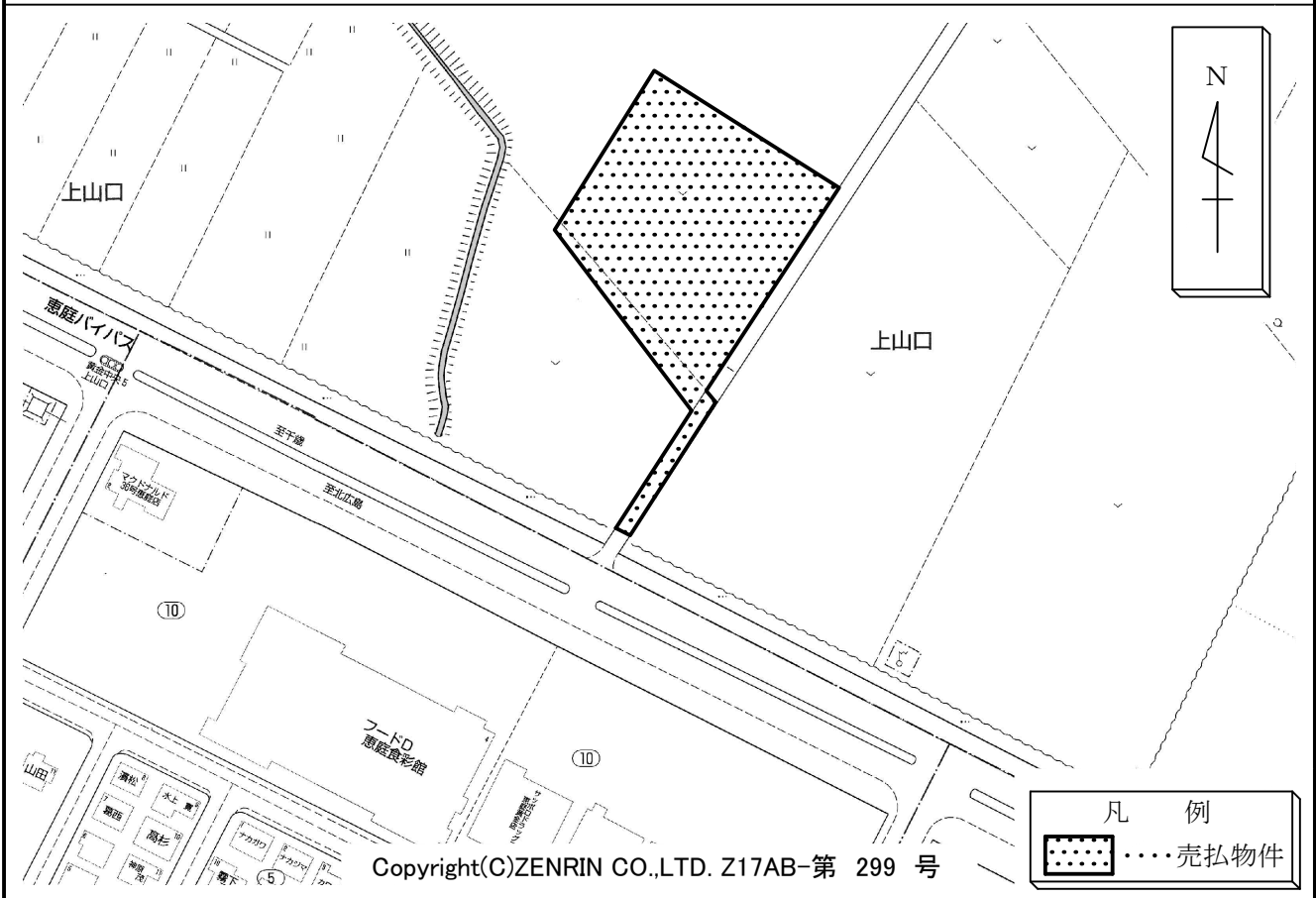
所在地

恵庭市上山口566番1 外1筆

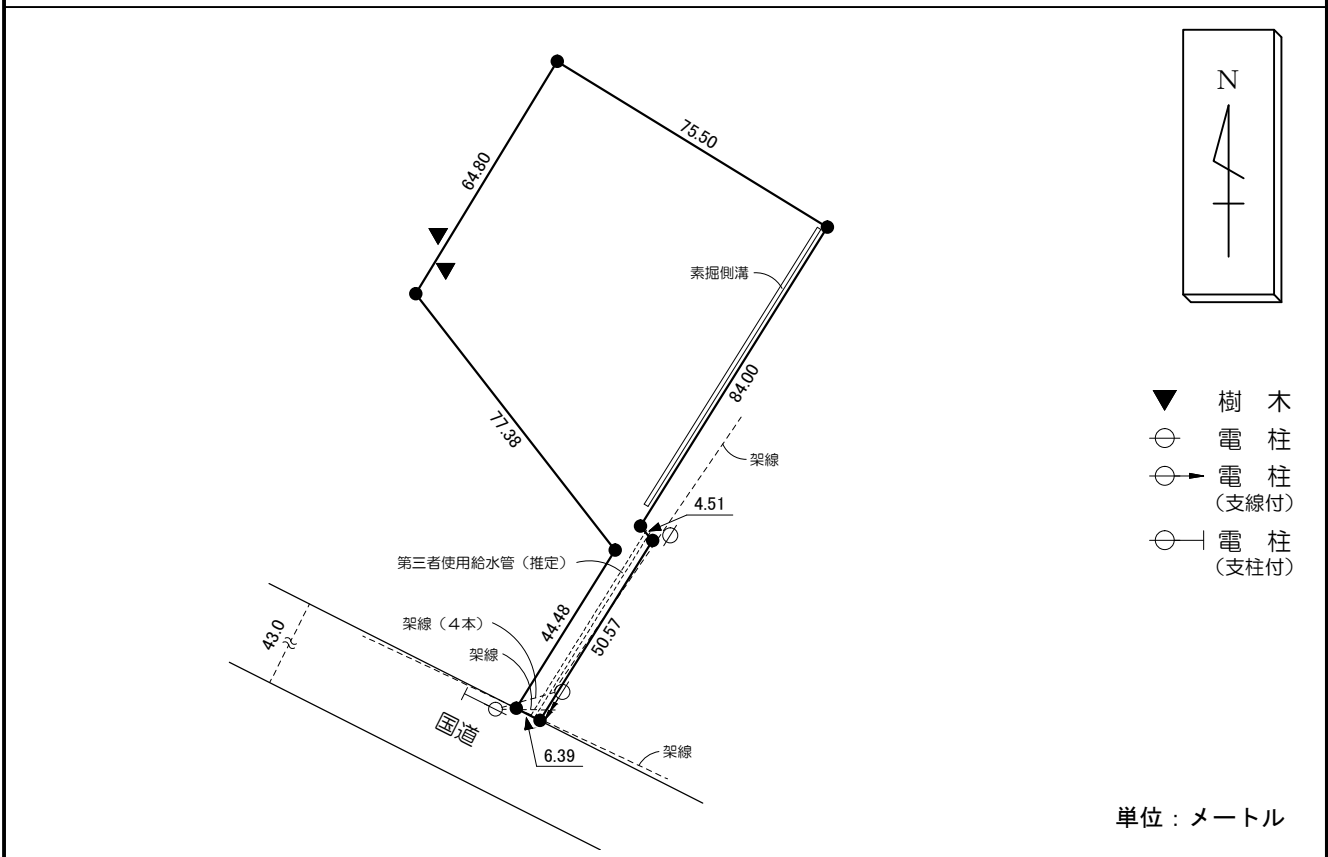
物件番号

39

# 案内図



# 概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	039
所在地	恵庭市上山口566番1 外1筆

